




1. 基本的な考え方

- 変異株の特徴やワクチン接種の進展、治療薬の実用化により、軽症・無症状の方の割合が多くなるなど、患者像が変化の中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となっている。
- このような状況を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化や保健所機能の維持を図るとともに、ワクチンの3回目接種を一層進捗させることにより、医療のひっ迫が生じない水準で感染を受け止めつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- 医療のひっ迫状況に応じて、必要な行動要請を行うため、病床利用率等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- 感染状況に応じて、県民へ注意喚起を行うため、新規感染者数を目安に、県内の二次医療圏域*ごとに感染状況の区分を指定するとともに、全国の感染状況も適宜公表する。
- 今後の感染状況や国の方針の変更等に応じて、本対応方針は適宜見直しを行う。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 警報等の区分

区分	発令の目安	行動要請例
 医療非常事態宣言 (国レベル3相当以上)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが50%を超える又はそのおそれがある場合 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・不要不急の外出・移動の自粛など
 医療緊急警報 (国レベル2相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが25%を超える又はそのおそれがある場合 (感染状況や関係指標を総合的に判断)	・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛など
 医療警報 (国レベル1相当)	・病床利用率、重症病床利用率のいずれかが15%を超える場合	・会食の制限（一卓4人以下・2時間以内）など

※ 医療緊急警報又は医療非常事態宣言の発令を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。

※ 医療非常事態宣言の発令の目安に達した場合、国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討する。

3. 感染状況の区分

(1) 県内について

区分	指定の目安
緑 感染未確認圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0人
黄 感染確認圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人未満
オレンジ 感染警戒圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人以上200人未満
赤 感染急増圏域	・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人以上

※原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する。

※各区分の引き下げは、一定期間上記の目安を下回る状況が見込まれる場合に行う。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- ①感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が100人を超えた都道府県）
- ②感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が200人を超えた都道府県）
- ③まん延防止等重点措置区域（国指定）
- ④緊急事態措置区域（国指定）

なお、③、④の地域については、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛の要請を行う。また、全国の感染状況等を踏まえ、必要に応じて同様の要請を行う。

4. 持続的な警戒態勢

- 県民に、基本的な感染防止対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨するとともに、飲食店の第3者認証制度「ひなた飲食店認証制度」を推進する。
- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等に対して、基本的な感染防止対策の徹底に加え、感染者発生に備えた対応を要請する。なお、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和3年11月25日付け宮崎県対応方針を改正し、令和4年4月〇日からこの対応方針を適用する。

1. 基本的な考え方

- ワクチン接種の進展や治療薬の開発等により、軽症者の割合が多くなるなど、患者像が変化の中で、一定の感染規模であれば、一般医療との両立を図りながら、安定的な患者対応が可能となる。
- このような状況の変化を踏まえ、今後は医療提供体制のさらなる強化を図りながら、ワクチン接種を一層進捗させ、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活と社会経済活動の維持を図る。
- 県内の感染状況を踏まえ、新規感染者数を目安に、原則として二次医療圏域*ごとに感染区分を指定し、同圏域内の住民に対し、必要な行動要請を行う。
- 感染区分数や関係指標等を目安に、県下全域に警報を発令する。
- 県内外の感染状況について、適切に周知広報を行い、県民の行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※ ①延岡・西臼杵圏域、②日向・東臼杵圏域、③宮崎・東諸県圏域、④西都・児湯圏域、⑤日南・串間圏域、⑥都城・北諸県圏域、⑦小林・えびの・西諸県圏域

2. 圏域ごとの感染状況の区分と行動要請例






圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑 感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
オレンジ 感染警戒区域 (※1)	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤 感染急増圏域 (※2)	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

※1 原則、黄圏域内において、感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

※2 原則、圏域単位で指定するが、感染状況によっては、市町村単位などの区域（市町村と協議）で指定する

3. 警報

(1) 県内について

表示	発令目安	対応例
	緊急事態宣言 (国レベル3相当)	・国レベル3相当 (感染状況や関係指標を総合的に判断) ・県全域において、赤圏域の対応 ・国へ「まん延防止等重点措置」の適用要請を検討 ・その他の必要な対応
	感染拡大緊急警報 (国レベル2相当)	・国レベル2相当 (感染状況や関係指標を総合的に判断) ・圏域ごとに緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定） ・県全域において、その他の必要な対応
	特別警報	・黄圏域が3つから4つ以上 ・オレンジ区域が1つ以上 ・赤圏域が1つ以上 ・圏域毎に緑、黄又は赤圏域の対応（オレンジ区域は個別に設定）
	警報	・黄圏域が1つから3つまで ・圏域毎に緑又は黄圏域の対応
	持続的な警戒	・全ての圏域が緑 ・県全域において緑圏域の対応

※感染拡大緊急警報又は緊急事態宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする。（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は国レベル2相当以前）。

(2) 県外について

次の地域表示により、全国の感染状況を適宜公表する。

- ①感染注意地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を超えた都道府県）
- ②感染流行地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5人を超えた都道府県）
- ③感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた都道府県）
- ④まん延防止等重点措置区域（国指定）
- ⑤緊急事態措置区域（国指定）

なお、③～⑤の地域については、必要に応じて、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請する。

4. 持続的な警戒態勢

- 県民に、基本的な感染対策（3密回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒等）の徹底を要請するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- 県民に、『会食の「みやざきモデル」』を推奨する。
- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践・遵守を要請する。
- 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等において、利用者又は職員に感染者が確認された場合、当該施設等への必要な検査を実施するとともに、事業継続体制等の支援を行う（詳細は県と協議）。

5. その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、当該対応方針を踏まえた対応への理解及び協力を求める。

6. 適用

令和2年12月2日付け宮崎県対応方針を改正し、令和3年3月5日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。